電線防護管取付サービスのご利用について

貴社より、お申込みいただきました電線防護管（以下、防護管という）のご利用について、以下の内容について確認をお願いします。

1. 建設工事等を配電線路付近で作業をする場合には、感電を避けるため各事業者様にて感電防止措置（絶縁用防護具等）を講じることが、義務付けられております。当社が代行で防護管の取付を行ないますが、作業に伴う安全管理は各事業者の方々でお願いします。

   ※関連法案　労働安全衛生法第20条第3項、労働安全衛生規則第349条、第570条
   労働安全衛生法第29条第2号、労働安全衛生規則第634条の2

2. お客さまよりお申し込みいただきました場所にある関西電力送配電株式会社の配電設備に防護管を取付します。防護管については、絶縁性を有しておりますが雨に濡れたり継ぎ目が外れた場合には十分な絶縁を確保出来ず、非常に危険となります。電線や機器などに取付した防護管には、重機や足場、鉄骨等を絶対に接触させないこと、現場作業者についても絶対に触れないように現場作業者の皆様に注意喚起をお願いします。

3. 防護管のご利用について、申込者に費用を請求させていただきます。
   費用負担の経緯については、関西電力のホームページを確認してください。
   防護管取付費用の説明については、かんでんエンジニアリングのホームページにある「防護管の概算費用」を確認してください。

4. 申込から防護管取付まで、３週間程度の期間が必要となります。
   詳細については、かんでんエンジニアリングのホームページにある「防護管申込の流れ」を確認してください。

5. 防護管取付箇所や必要期間に変更があった場合は、速やかにかんでんエンジニアリング防護管センターへ連絡をお願いします。変更内容により追加費用を負担していただく場合があります。

6. お客さま工事において配電設備に損傷を与えた場合や停電事故が発生した場合は、関西電力送配電株式会社コンタクトセンター（TEL0800‐777‐3081）にご連絡をお願いします。

7. お客さま工事中に配電設備に取付している防護管に異常が発生した場合は、作業を中断し、かんでんエンジニアリング防護管センター（ＴＥＬ0120‐911‐820)にご連絡をお願いします。

以上